

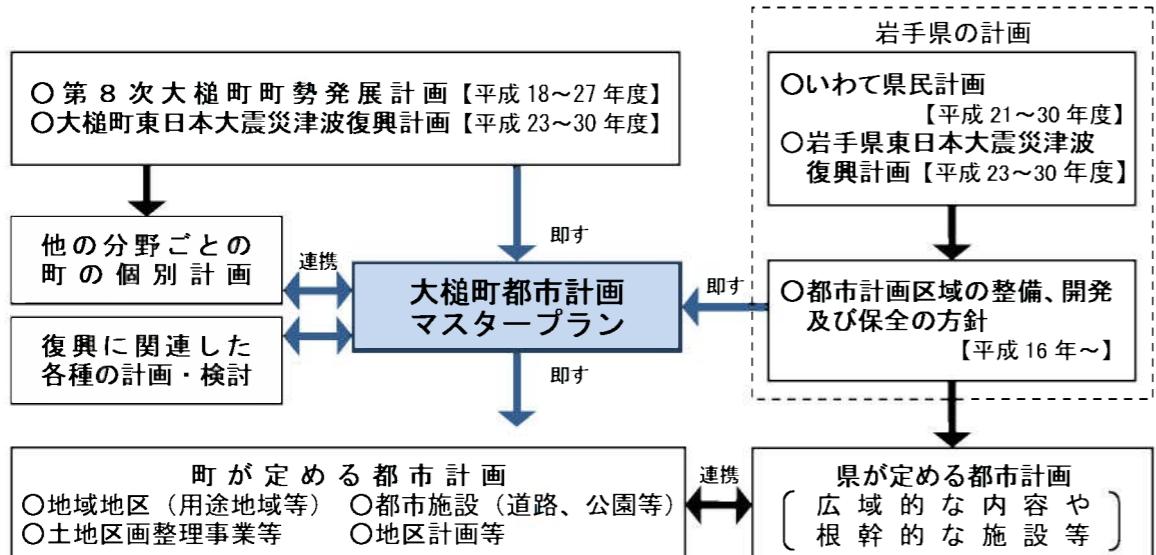
《概要版》大槌町都市計画マスタープラン

1. 基本的な事項

1-1 計画の目的

大槌町都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、まちづくりの将来像や土地利用・道路等の都市施設の整備方針などを明らかにするものです。

1-2 計画の位置づけ



1-3 計画の対象範囲：大槌町都市計画区域：3,010ha

ただし、都市計画区域外であっても防集団地計画地など復興まちづくり事業に関連する地区を含む



1-4 計画の目標年次：おおむね 20 年後の平成 45 年

ただし、大槌町東日本大震災津波復興計画の計画期間にあわせて平成30年度に中間の見直しを行うことを想定

2. 計画策定の背景

2-1 大槌町の現況

- ◇ 土地利用の状況：大部分が山林で、町域の約2%の用途地域指定区域に人口の約84%が居住
- ◇ 社会経済状況：過去25年間に約25%の人口減少、老人人口（65歳以上）は倍増
- ◇ 生活環境の状況：自然環境に恵まれるが交通や買い物が不便と感じる住民が多い
- ◇ 東日本大震災の被害状況：10mを超える津波により市街地の大部分が家屋流出等の被害を受けた

2-2 まちづくりの課題

① 町民の生活の再建

- ◇ 大変な被害を受けながら“住み慣れたまちで暮らしたい”という町民の方々の思いに応えるため、一刻も早い生活の再建を進めることが課題となっています

② 住みやすいまちの復興

- ◇ 町民の生活の再建を目指して復興事業が進む中、今後も「住みたい」「住み続けたい」と思えるようなまちを実現することが課題となっています

③ 人口流出や市街地の空洞化への対応

- ◇ 大槌町や周辺の自治体では被災前から人口の減少や産業の縮小などが進んでおり、町の空洞化の進行を食い止め、活力や魅力を向上することが課題となっています

④ 社会構造等の変化への対応

- ◇ 全国的な人口の減少や数々の復興事業などにより町を取り巻く環境が大きく変化する中で、将来的な都市の経営コストを削減し持続性の高いまちへと転換することが課題となっています

3. まちづくりの目標

海の見えるつい散歩したくなるこだわりのある『美しいまち』

① 安全で安心して暮らせるまち

- ◇ 適切な避難施設の配置や災害情報発信の高度化等を図り、高齢者や障がい者、漁業従事者、観光客などを含む全ての町民や来訪者が津波から生命を守ることができ、災害時には地域が助け合う安全で安心して暮らせるまち

② 地域で町民が寄り添い支えあうコンパクトなまち

- ◇ 大槌町の強みである地域の団結力を活かし、生活文化や地域のコミュニティを尊重しながら、町民が寄り添って互いに支え合う暮らしができるコンパクトなまち

③ 多様な交流と連携で産業が興る活力あるまち

- ◇ サケやアワビなどの海の幸、しいたけなどの山の幸をはじめ、魅力ある地域資源を活かし、多様な交流・連携により、新規事業が創出され、産業が興る活力あるまち

④ 豊かな自然環境や景観形成に配慮した美しいまち

- ◇ リアス式海岸特有の海岸、小鎌や金沢などの農山村風景、町なかの湧水地など大槌町ならではの自然景観を活かし、交流人口の拡大につながるような、自然と調和したこだわりのある美しいまち

⑤ 地域に対する誇りや愛着を大切にするまち

- ◇ 郷土芸能や祭りなどの地域に対する誇りや愛着を大切にし、大槌町としての独自性を継承しながら、地域の歴史や文化を尊重したまち

4. 将来都市構造

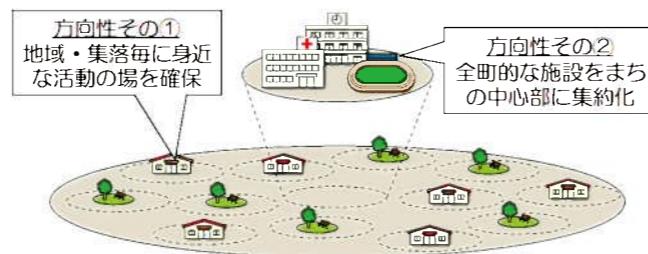
4-1 将来都市構造を実現する主要な取組

① 安全な生活の場の確保

- 防潮堤等の整備とあわせて嵩上げや高台等への移転を促進し、東日本大震災と同程度の過去最大クラスの津波が来ても浸水や孤立が発生する恐れが小さい安全な住宅地を確保

② 公共公益施設・コミュニティ施設の再配置

- 高齢者の居場所や自治会活動の拠点となるコミュニティ施設など、地域のニーズにあわせて利活用できる身近な活動の場を確保
- 全町的な施設については、建設費や将来の維持・管理費を軽減するため将来の地区別人口分布や公共交通の配置を考慮して集約化・多機能化・複合化を推進

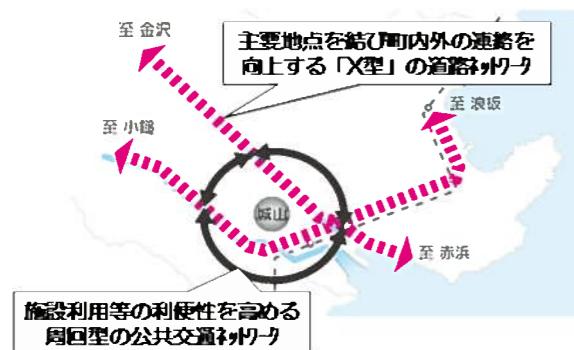


③ 外出しやすい道路・交通網の整備

- 町内の主要地点と町外を結ぶ「X型」の道路ネットワークを軸として、道路や公共交通機能を拡充
- 大槌川と小槌川の2つの流域を結ぶトンネルの整備促進等により、城山を中心に立地する主要施設を結ぶ周回型（リング状）の公共交通ルートを形成

④ 浸水区域の有効活用

- 港に隣接して工場等が立地していた箇所では、施設の修繕や基盤整備、水産加工業の再開や新規企業の誘致を優先的に推進
- 産業系土地利用が適さないような豊かな自然や観光資源に隣接する箇所では、農地や緑地などの配置を検討



4-2 目標とする将来都市構造

① 生活圏

各地域の市街地・集落のまとまりを「コミュニティ生活圏」と位置づけて、歩いて暮らせる範囲の中で日常生活の利便性の維持・向上を図ります。また、町の中心となる町方地域とその周辺を「中心的生活圏」と位置づけて、多様な都市機能の集積を図ります。

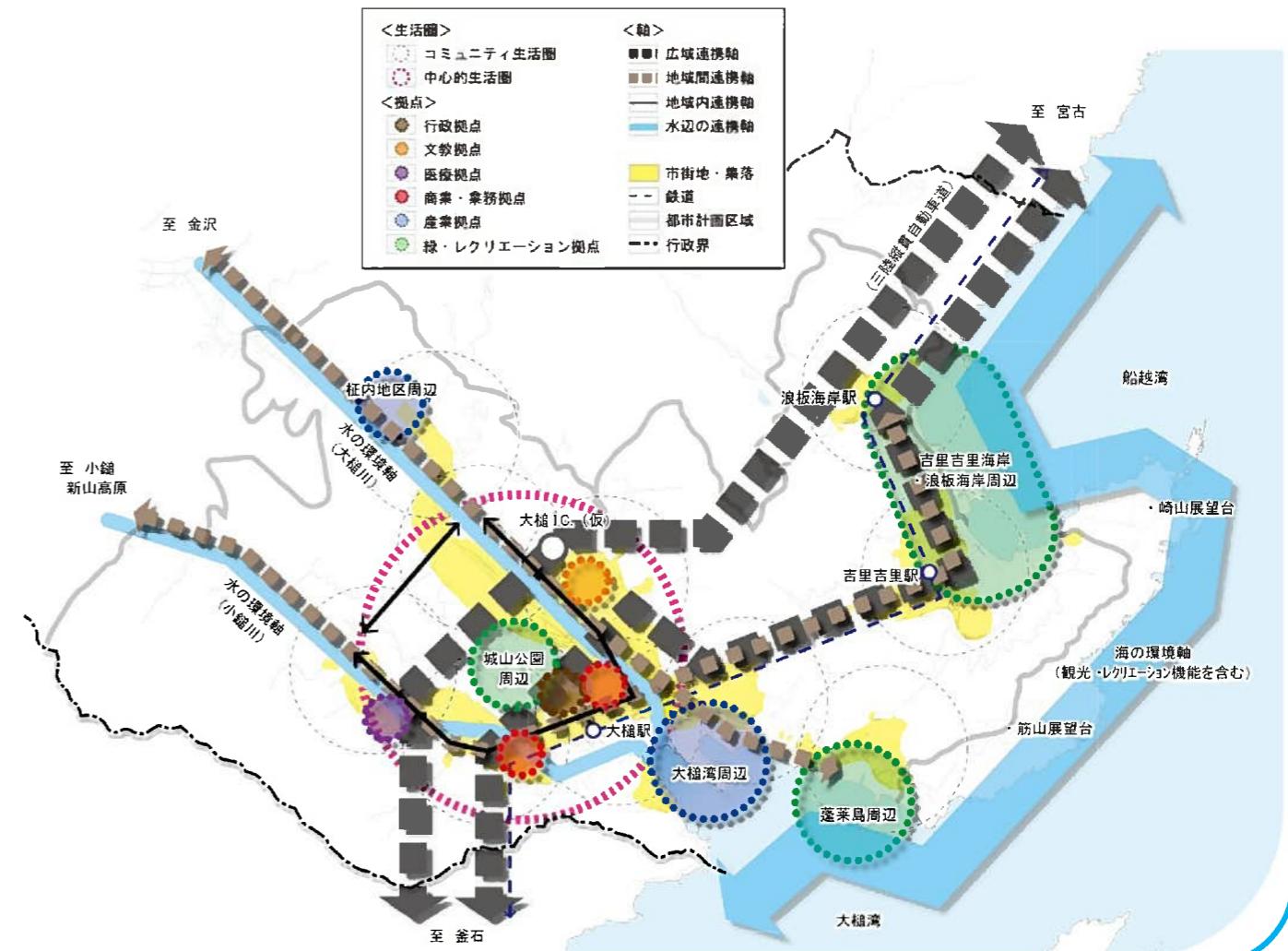
② 拠点

町民の生活の核となるエリアを「拠点」と位置づけて、それぞれのエリアの性格にあわせた都市機能の維持・強化を図ります。また、拠点は町民の出入りや滞在が特に多くなることから、重点的に防災機能の向上を図ります。

- | | |
|----------------|------------------------------|
| ◇ 行政拠点 | : 大槌町役場（仮庁舎）・中央公民館周辺 |
| ◇ 文教拠点 | : 小中一貫教育校・大槌高校周辺 |
| ◇ 医療拠点 | : 県立病院周辺 |
| ◇ 商業・業務拠点 | : 国道45号・旧国道45号交差点付近、御社地周辺 |
| ◇ 産業拠点 | : 大槌湾周辺、征内地区周辺 |
| ◇ 緑・レクリエーション拠点 | : 城山公園周辺、蓬莱島周辺、吉里吉里海岸・浪板海岸周辺 |

③ 軸

町の骨格となる道路や河川等を「軸」と位置づけて、生活圏や拠点、町外との連絡の向上および交流の促進を図ります。



5. まちづくりの方針

5-1 土地利用の方針

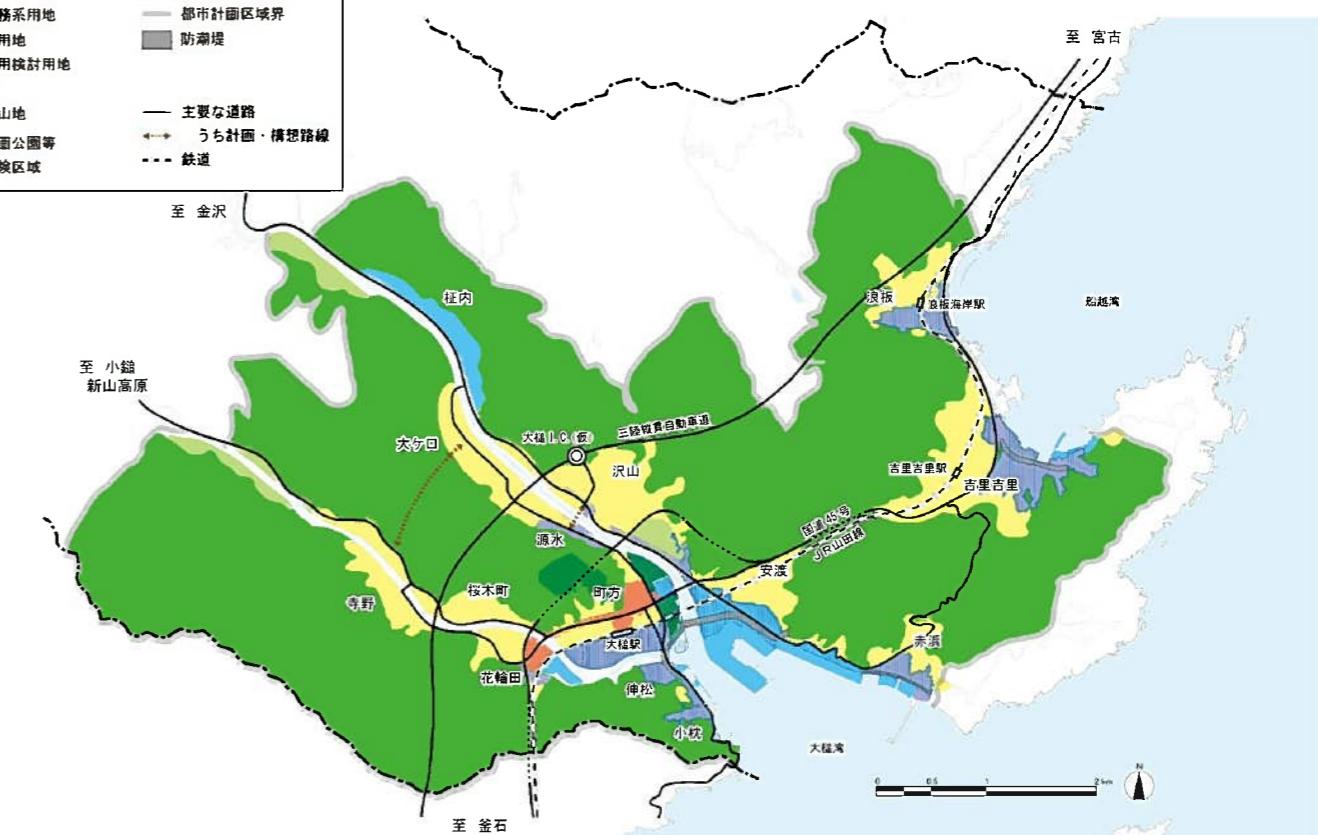
- ◇ 東日本大震災からの復興と安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるという観点から、防潮堤、水門等の海岸保全施設の整備や復旧とあわせて土地利用の再編を行います
- ◇ 高台等の安全な場所に住宅や公共公益施設を、低地部には周辺環境や住民の意向に配慮しながら産業系用地や農地、公園・緑地などを配置します
- ◇ 『土地利用検討用地』では、新たな土地利用計画の検討や無秩序な開発の抑制、暫定利用の促進などを図ります

※浸水区域において、土地利用転換が想定されるが本計画時点ではその方向性が明らかになっていない場所を『土地利用検討用地』と位置づけます



にぎわいづくりを目指す御社地周辺の施設配置のイメージ
(大槌デザインノートより)

■ 住宅系用地	行政界
■ 商業業務系用地	都市計画区域界
■ 産業系用地	防潮堤
■ 土地利用検討用地	
■ 農用地	主要な道路
■ 森林・山地	うち計画・構想路線
■ 都市計画公園等	鉄道
■ 災害危険区域	



5-2 都市施設整備の方針

(1) 道路・交通施設の整備の方針

- ◇ 三陸縦貫自動車道の早期完成、JR 山田線の早期復旧など町外との連絡向上を促します
- ◇ 地域間連携軸（「X型」の道路ネットワーク）や地域内連携軸（巡回型（リング状）の公共交通ネットワーク）を中心に幹線道路網の整備や公共交通機能の拡充を検討します
- ◇ 復興事業にあわせて、市街地や集落内部の生活道路網の拡充や高齢者や障がい者、子ども等が移動しやすい環境の整備を図ります

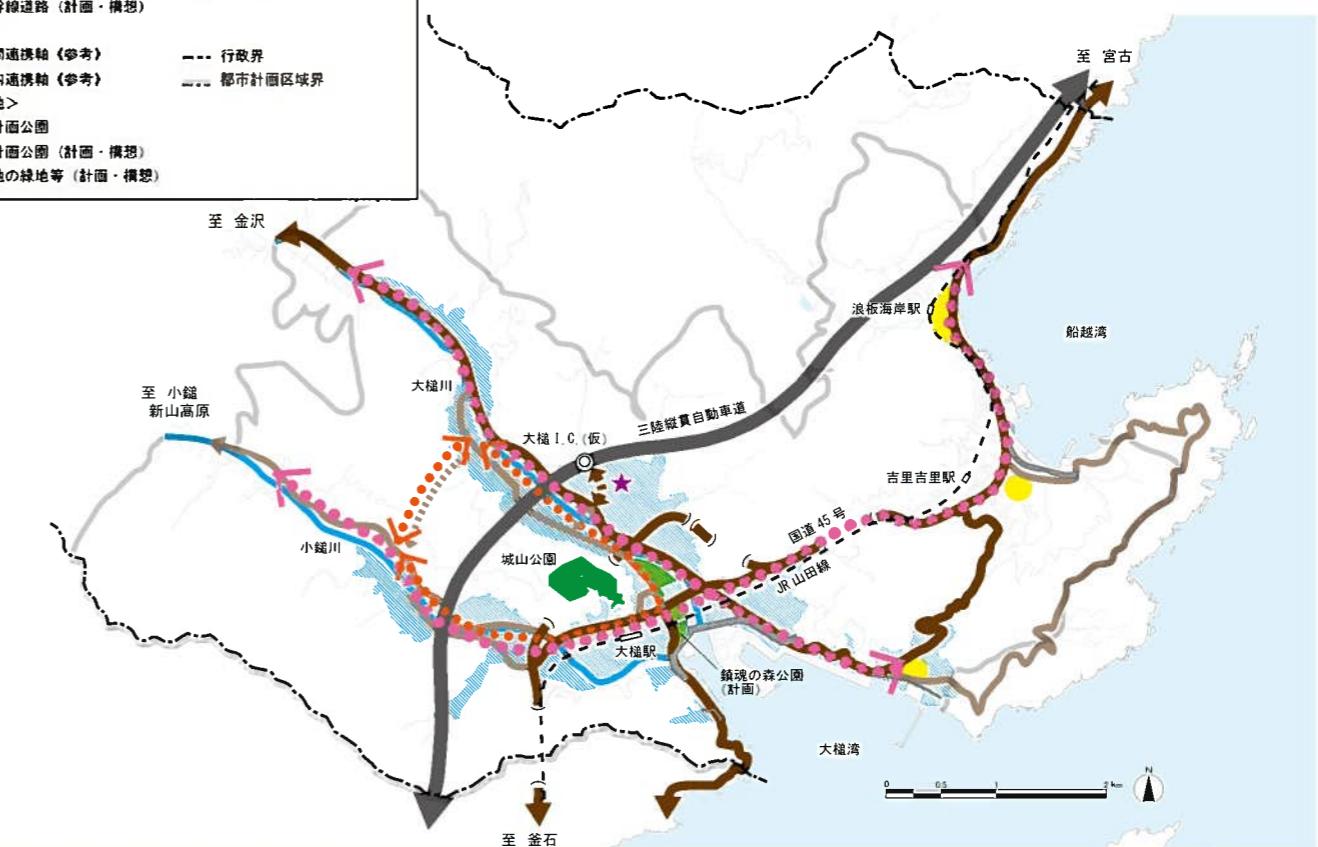
(2) 公園・緑地の整備の方針

- ◇ 寺野公園の廃止により不足する公園を再配置して、公園体系の再編を図ります
- ◇ 町内の各地域では市街地整備にあわせて身近な公園を確保するとともに、既存の公園についても必要な補修・改修を進めます
- ◇ 公園・緑地の整備や改修にあたっては地域住民の声を反映したものとなるよう努めます。また、施設の有効利用やその後の管理・運営についても地域住民と協働で検討を進めます

(3) その他の都市施設の整備の方針

- ◇ 関係機関と連携して防潮堤等の海岸保全施設やライフライン設備の復旧・整備を進めます
- ◇ 下水道については、下水道処理区域の拡大または合併処理浄化槽の設置により対応します
- ◇ 主要な公共公益施設は将来の人口分布や公共交通の配置を考慮して集約化する一方、集会所や公民館等の施設は住民のニーズにあわせて地域、集落毎に配置を検討します

◇ <道路・交通>	◇ <その他の都市施設>
➡➡➡ 自動車専用道路	■ 防潮堤
➡➡➡ 主要幹線道路	■ 主な河川
➡➡➡➡ 主要幹線道路（計画・構想）	■ 公共下水道事業計画区域
➡➡➡➡ 地域幹線道路	★ 学校施設（計画）
➡➡➡➡ 地域幹線道路（計画・構想）	
➡➡➡➡ 鉄道	
➡➡➡➡ 地域間連携軸（参考）	---
➡➡➡➡ 地域内連携軸（参考）	---
◇ <公園・緑地>	---
■ 都市計画公園	行政界
■ 都市計画公園（計画・構想）	都市計画区域界
■ その他の緑地等（計画・構想）	



5. まちづくりの方針（続き）

5-3 都市環境形成の方針

（1）防災施設等整備の方針

① 災害に強い都市基盤の整備

- ◇ 「多重防災型まちづくり」により「津波災害に強い安全・安心なまちづくり」を推進
- ◇ 三陸縦貫自動車道に防災面の機能を要請
- ◇ 雨水対策の実施や安定したライフラインの確保

など



目で見て分かる避難路のイメージ
(大槌デザインノートより)

② 主要な公共施設の安全の確保

- ◇ 避難所や救護施設となる公共施設は浸水区域外を基本に再配置
- ◇ 避難所となる施設の耐震改修や周辺の安全対策を実施

など

③ 安全に暮らせる居住環境の整備

- ◇ 高台移転や土地の嵩上げ、災害危険区域の指定等により安全な居住環境を確保
- ◇ 高台移転等にあわせた土砂災害対策

など

④ 防災文化の伝承

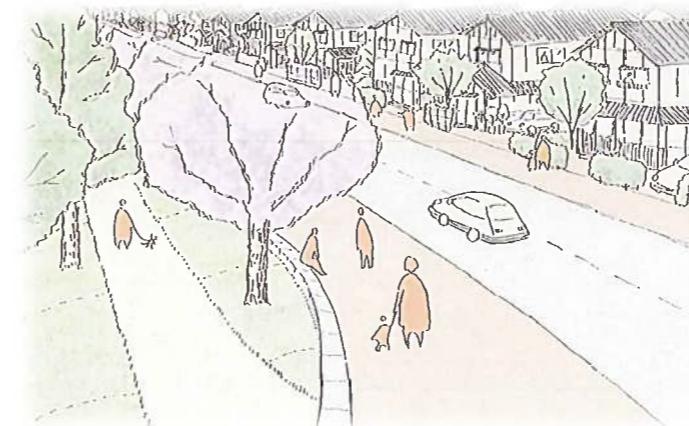
- ◇ 津波の犠牲となった方々の慰靈の場等を確保
- ◇ 一目で分かる避難路の整備や津波到達点を伝える標識の設置

など

（2）景観形成の方針

① 美しい海を望む景観の保全

- ◇ 優れた景観を守るためガイドラインを策定
- ◇ 海沿いの人工物の適切な配置や修景を誘導
- ◇ 景観を楽しむ公園等の整備を検討 など



魅力的な景観スポット（桜並木）の整備のイメージ
(大槌デザインノートより)

② 魅力的な景観スポットの整備

- ◇ 渔港や市場、祭事の主要地点や御神輿の経路、遺跡や文化財の周辺を賑わいの空間として演出
- ◇ 水や緑に親しめる環境整備を推進 など

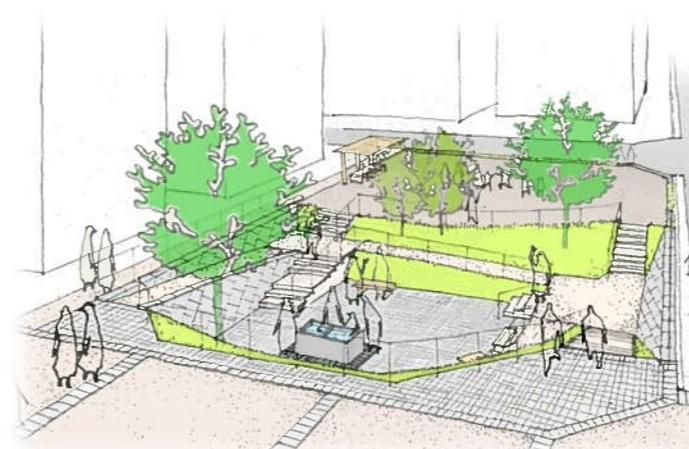
③ こだわりのある街並みの形成

- ◇ まちの歴史を継承した市街地整備を推進
- ◇ 災害公営住宅の整備により地域の景観づくりをリード
- ◇ 住民が景観づくりに関わる仕組みや大槌町固有の景観特性を反映した景観計画の検討 など

など

④ 周辺環境との調和に配慮した景観の誘導

- ◇ 嵩上げや高台移転等が周辺にできるだけ溶け込んだ計画となるよう誘導
- ◇ 看板や自動販売機などが周辺環境に調和した配置やしつらえとなるよう誘導



地域固有の環境資源の活用のイメージ
(大槌デザインノートより)

（3）自然環境保全の方針

① 豊かな自然環境の継承

- ◇ 被災した自然環境を再生
- ◇ 排水対策、浄化槽の設置などにより海と河川の水質を向上

など

② 地域固有の環境資源の保全と活用

- ◇ 復興事業において生態系に与える影響をできるだけ抑制
- ◇ 海岸や源水川等では町民や町外のボランティアと協働で清掃等の日常管理を推進
- ◇ 三陸ジオパーク・ジオサイトを中心とした地域振興を推進

など

③ 持続可能な都市づくりの推進

- ◇ 低炭素社会対応型浄化槽の導入検討
- ◇ 省エネ改修や省エネ機器の導入等を促進
- ◇ 再生可能エネルギーの導入を検討

など

6. 地域別構想

6-1 地域別構想の狙いと位置づけ

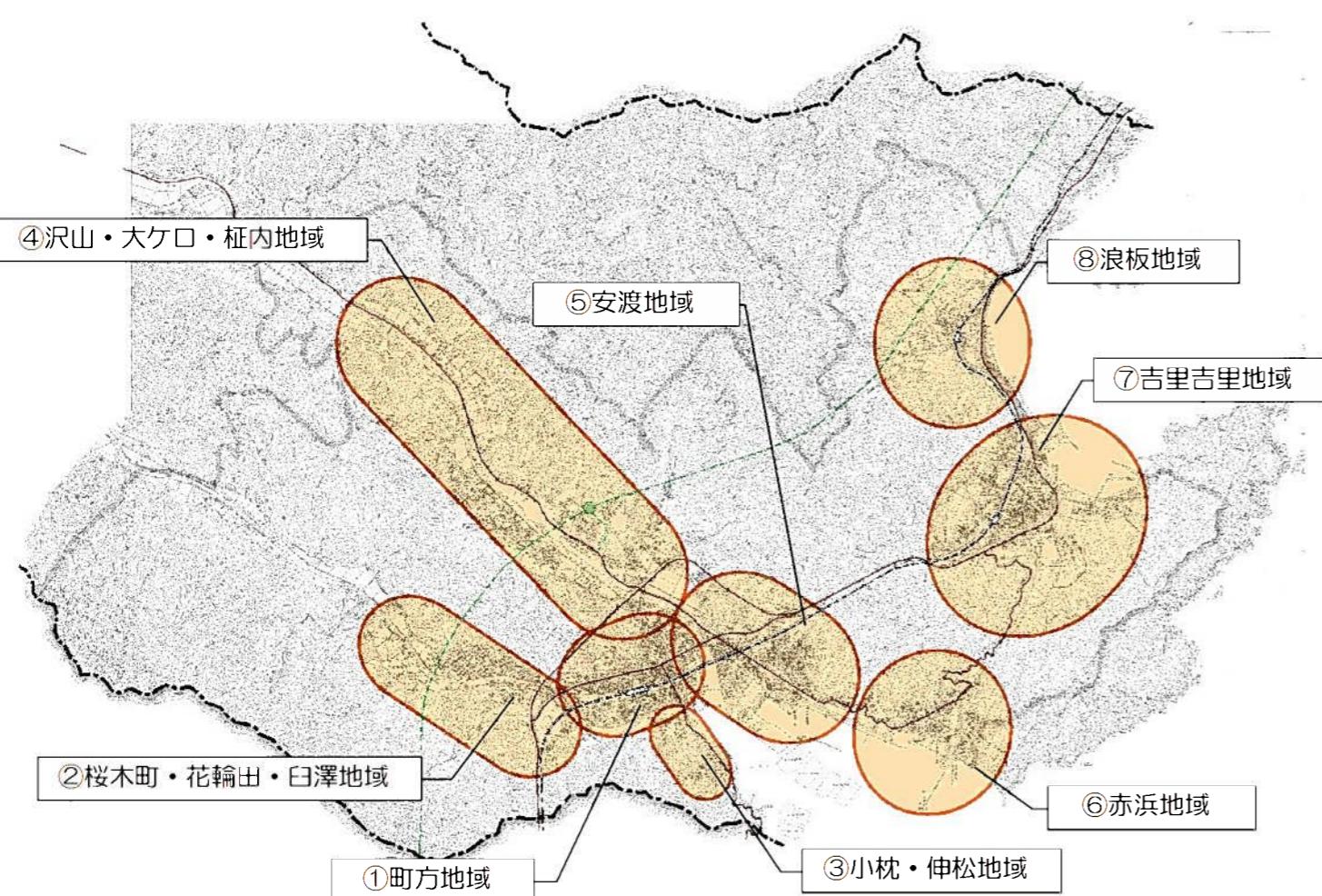
大槌町は地域性の異なる多様な集落・市街地により構成されており、復興計画の策定にあたっては住民主体の「地域復興協議会」を立ち上げて地域別の復興まちづくりの方向性を検討しています。

全町を対象にした「5. まちづくりの方針」に対して、各地域の特徴や課題を反映した地域毎のまちづくりの方針として地域別構想を定めます。

6-2 地域別構想を定める地域

地域別構想を定める地域の大きさは、ある1つの「将来像」や「まちづくりの方針」を共有する範囲を基本とします。例えば、「地域復興協議会」を立ち上げ、「地域復興協議会復興計画」を策定した範囲がこれにあたります。

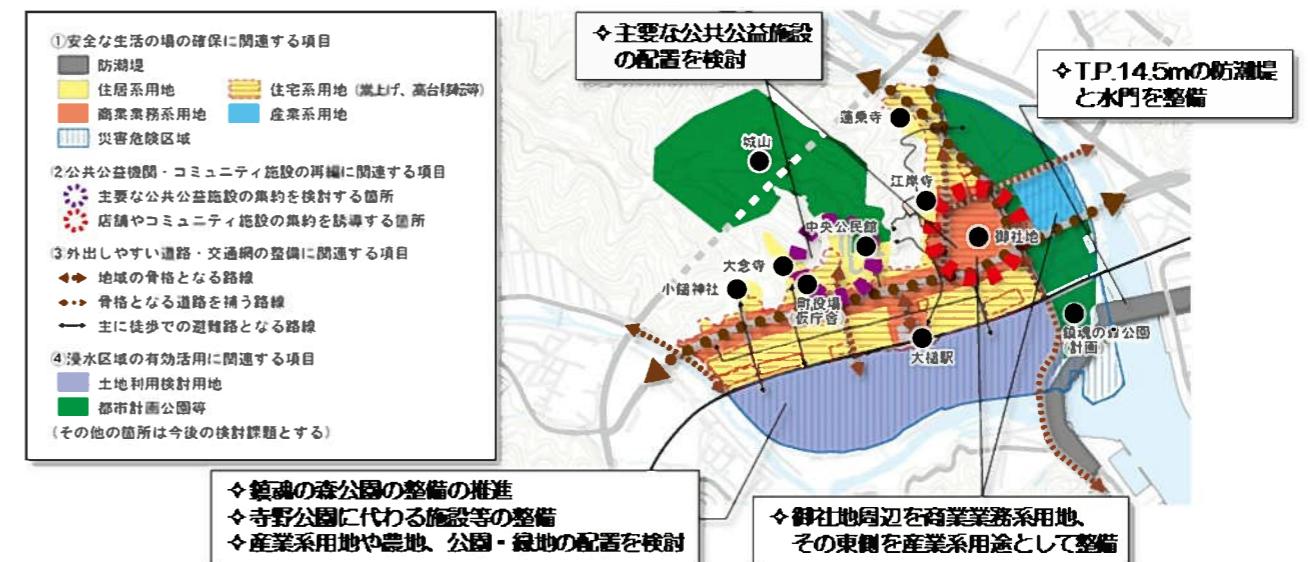
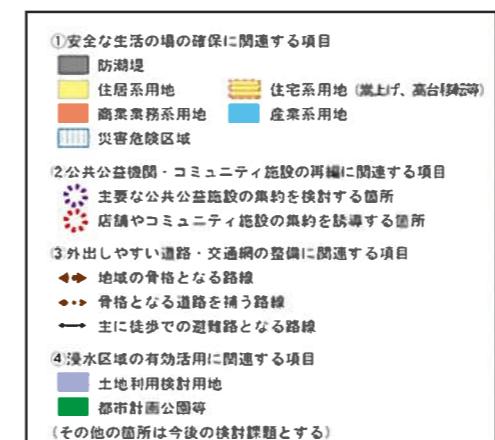
今回は以下の8地域について地域別構想を定めますが、今後行政や住民の発意により、必要に応じて地域の追加や内容の見直しを行います。住民の発意により追加や見直しを行う場合には、全町のまちづくりの目標や将来都市構造、まちづくりの方針に即したもので、それぞれの地域にふさわしい将来像と地域のまちづくりの方針を持ち、住民の中で合意形成がなされたものであることを原則とします。



6-3 各地域のまちづくりの方針

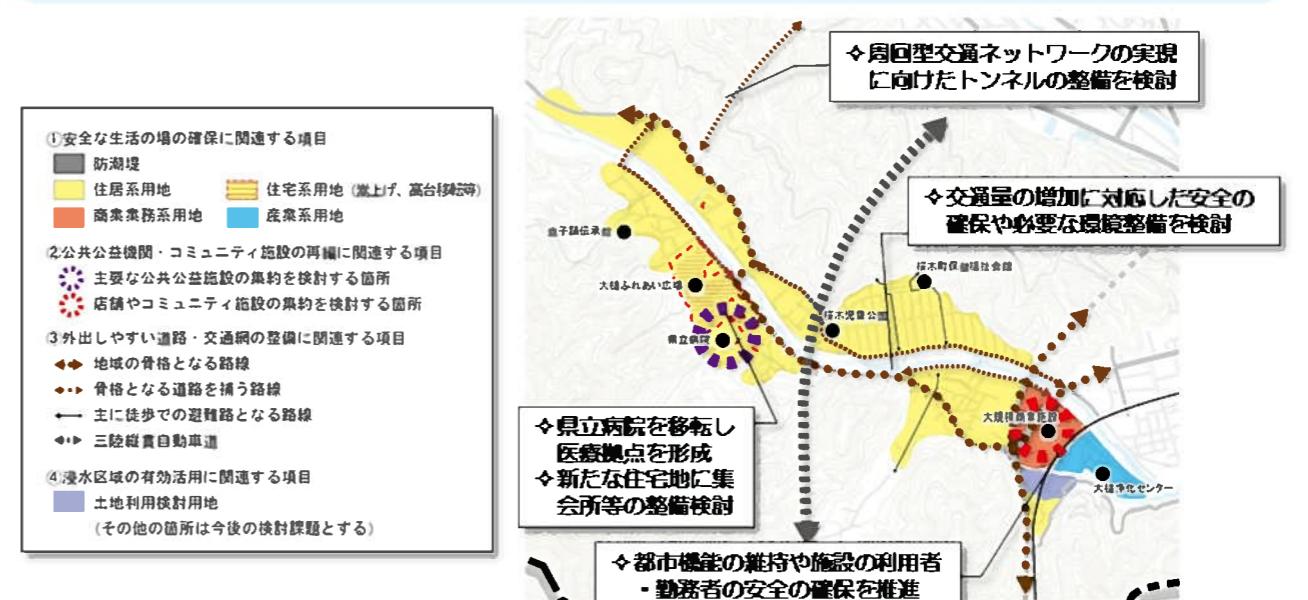
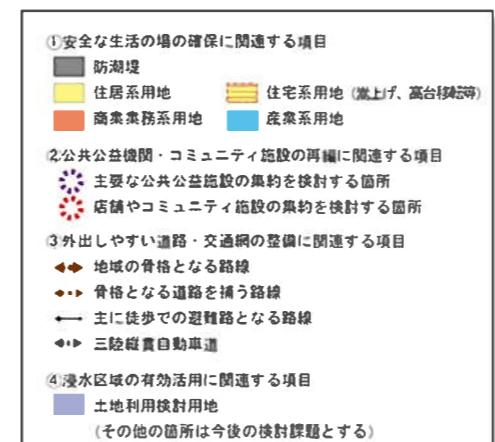
① 町方地域

- ◇ 大槌町の歴史的中心地である本地域を引き続き町の中心として再興します
- ◇ 県道大槌小鎌線と都市計画道路町方大ヶ口線を地域の骨格と位置づけて、これに沿って主要な施設を配置するとともに、道路やバス交通等の利便性を向上して、多くの人々が回遊する地域の実現を目指します
- ◇ 城山や鎮魂の森公園（計画）の緑、豊富な湧水等を活かした環境づくりや、地域の歴史を伝えるこだわりのある街並みの形成など町内外の人々を惹きつける都市空間の再生を進めます



② 桜木町・花輪田・臼澤地域

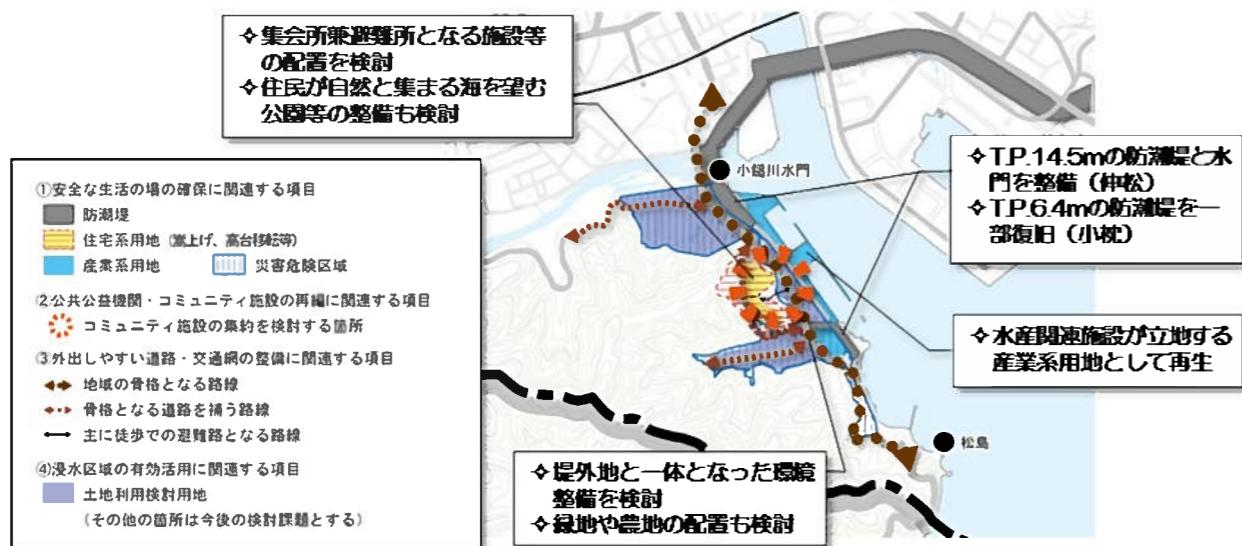
- ◇ 町方地域などとともに大槌町の中心的生活圏を構成する地域として再興します
- ◇ 小鎌川に沿って住宅地を再生するとともに、臼澤地域の寺野地区には県立病院を移転して町の医療の拠点を形成し、安全で落ち着いた魅力ある地域の実現を目指します
- ◇ 住宅地を囲む豊かな自然の保全や、適切な土地利用の誘導により落ち着いた住宅地や医療拠点にふさわしい環境を守ります



6. 地域別構想（続き）

③ 小枕・伸松地域

- ◇ 大槌湾を望む高台の住宅地を中心に優れた眺望を特徴とする地域として再興します
- ◇ 小枕と伸松の間の高台に新たな住宅地を設けるとともに、隣接する漁港や低地部の水産関連施設等を再生し、コンパクトで一体感を持った地域の実現を目指します
- ◇ 新しい住宅地の整備にあたっては、地域内の漁港や漁港関連施設、隣接する町方地域や対岸の蓬莱島等を眺望する場所を設けるなど視覚的なつながりを感じる空間づくりを進めます



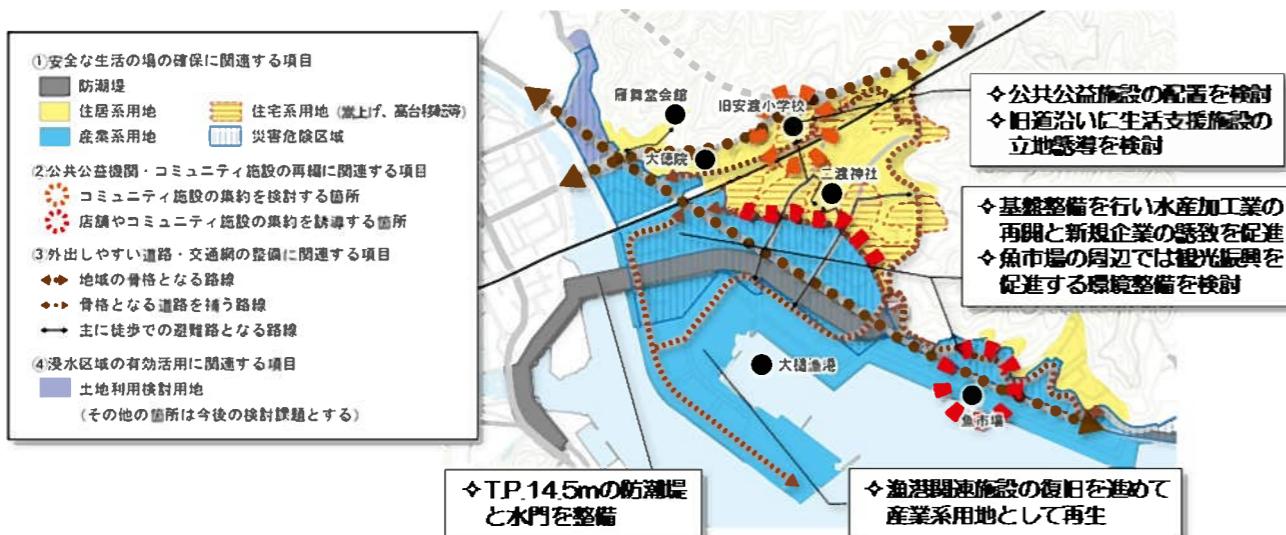
④ 沢山・大ケロ・桝内地域

- ◇ 町方地域などとともに大槌町の中心的生活圏を構成する地域として再興します
- ◇ 大槌川に沿って住宅地を再生するとともに、大槌高校が立地する高台に小中一貫教育校を整備して町の文教拠点を形成し、安全で落ち着いた魅力ある地域の実現を目指します
- ◇ 住宅地を囲む豊かな自然の保全や、適切な土地利用の誘導により住宅地や文教拠点の落ち着いた環境を守ります



⑤ 安渡地域

- ◇ 大槌漁港に隣接する立地を活かして、まちの雇用と産業を牽引する地域として再興します
- ◇ 渔港周辺や県道沿いの低地部に産業系用地を確保して産業の拠点を形成します
- ◇ 既存住宅地と連続する海を望む高台に新たな住宅地を確保して、既存のコミュニティの維持を図ります



⑥ 赤浜地域

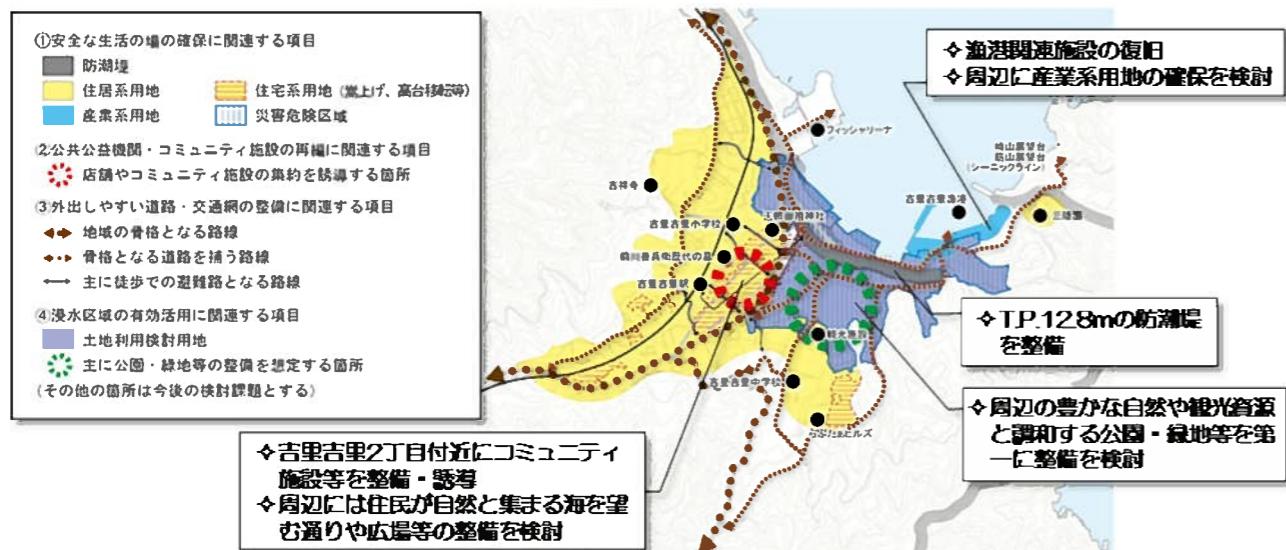
- ◇ 海辺を望む住宅地の整備を進めるとともに、地域のシンボルである蓬莱島を活用した美しい地域を再興します
- ◇ 既存住宅地と連続する山側のエリアに新たな住宅地を、低地部には産業系用地や広場・公園などを、様々な資源を擁する地域の特徴を活かした再生を目指します
- ◇ 美しい海を望む観光・レクリエーションの拠点としての整備を進めます



6. 地域別構想（続き）

⑦ 吉里吉里地域

- ◇ 海岸へと緩やかに傾斜する地形を活かして、海とのつながりを感じる美しい地域を再生します
 - ◇ 嵩上げによりかつての地域の中心を再生するとともに、既存住宅地と連続する高台に新たな住宅地を確保して、一体感を感じる地域の形成を目指します
 - ◇ 白い砂浜や漁港等の地域資源の活用や景観を楽しむ環境づくり等により、賑わいと潤いを感じる都市空間の再生を進めます



⑧ 浪板地域

- ◆ 海岸を取り囲む斜面地の小さな集落という特徴を活かして、住民も来訪者もつい散歩したくなる美しい地域を再生します
 - ◆ 住宅地やまちの中心を山側に移動し、安全かつ豊かなコミュニティを育む地域を形成します
 - ◆ 生活と観光の両面から豊かな自然環境を享受できる潤いある集落の再生を進めます



7. 実現化の方策

7-1 推進体制

① 町民と行政との協働

- ◇ 町民と行政とが協働で施策を進める仕組みとして、地域復興協議会の継続開催をはじめとした協働の場づくりを推進します
 - ◇ 適切な情報提供や意向調査を実施し、町民の関心や意欲の喚起を図ります
 - ◇ アドバイザー・支援員の派遣や活動団体への助成などの支援策を検討します

② 国や県、市町村との連携

- ◇ 町単独では実施できない公共事業等の実現に向けて、国や県、他の市町村等と連携して、広域的に施策を展開することも検討します

③ 分野横断的な庁内の連携

- ◇ 庁内関係部局との連携を強化し、ハード、ソフトの両面から必要な施策を分野横断的に展開していきます

7-2 主要な都市計画制度の活用

① 土地利用の誘導

- ◇ 必要に応じて、防災集団移転促進事業区域等を都市計画区域に編入します
 - ◇ 復興事業により土地利用の再編を行うのにあわせて、用途地域の見直しを行います
 - ◇ 土地利用の再編を進める途上で当該区域において無秩序な開発が行われないよう特定用途制限地域等の指定を検討します

② 都市施設の整備

- ◇ 新しい市街地の形成にあわせて都市計画道路の見直しを行います
 - ◇ 都市計画公園の再編等を行います
 - ◇ 市街地が拡大する箇所では、必要に応じて下水道区域の見直しを行います

③ 市街地の面的整備

- ◆市街地の復興にあたって震災復興地区画整理事業等の面的整備事業を推進します

① 地区計画等による環境の保全

- ◇ 住環境の保全や地域特性を活かしたまちづくりを行う地区等では、地区計画を活用した規制・誘導を行うほか、景観地区や準景観地区等の指定も検討します

7-3 計画の見直し

① 上位関連制度等の反映

- ◆ 関連計画の検討や事業計画の修正、関連制度の新設などの環境の変化に対応して逐次内容の更新を行います

② 社会状況を踏まえた計画の見直し

- ◇ 当初予定していた復興事業が完了する平成30年度には、まちづくりの次のステップを迎えるにあたって、復興計画の総括とあわせて本計画の検証と見直しを行います